慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	合衆国の新財政策
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.2 (1917. 2) ,p.239(67)- 246(74)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170201-0067

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

（廣告主へ御注文の節は三田學會雜誌廣告に依る旨御附記を望む）

▽價格表

□高等裁縫部

▽セビロ　三ツ揃　金二十三圓以上六十五圓位迄

▽オバーコート　金二十圓以上八十圓位迄

▽トンビ（カイキ裏）　金二十二圓以上六十五圓位迄

▽ブロック（一揃）　金四十五圓以上八十圓位迄

其他は御服會により可申上候

□制服部

▽專門學校大學校（立襟）　金十七圓以上三十二圓位迄

東京　銀座通　尾張町二

澤田洋服店

創業（於米國桑港）一八九一年

澤田の洋服は□■□■□

其材料の新しい點に於て其格好の似合しき點に於て而も其價格上に於て

安心最も第一である

（市内は御報次第參上見本豊富御高覽に可供候地方は大略價格御年齢御報被下候はゞ見本及容易なる採寸法相送り可申候）

彼れが創業以來三十年に近い永い經驗と厚い信用、それに日々の最善の努力とは廣く深く紳士間に好愛せらるゝ所謂である△

御注文は……今直ぐに……はがき又は

電話　新橋二三三七

振替口座八八二八

雜錄

合衆國の新財政策

堀江歸一

一

千九百十六年九月八日合衆國政府の公布した る聯邦收入法は種々の點に於て、合衆國の財政策に新意義を有するものと云ふ可く、所得稅に增率を施し、相續財產幷に軍需品製造に課稅して、國庫に增收を得るの外、染料製造の如き幼稚なる產業の發達を助成し、アンダーソード法の稅率を改正し、印刷料紙供給の點に於て、新聞業を保護し、歐洲戰爭終熄後合衆國市場に行はれんとするダンピングに依る外國貨物の不正競爭を防遏するが如き諸種の計畫も亦收入法の一部に網羅せられたり。此法案の提出せらるゝに當つて、收入調達委員會は千九百十六年七月以後一會計年度に於ける收支を計算して、二億六千六百九十二萬二千弗の收入不足を生ずるものとし、之を塡補する爲め所得稅に於て一億七百萬弗、相續稅に於て一千七百萬弗、軍需品製造業者稅に於て七千一百萬弗、諸雜稅に於て二百萬弗、合計一億九千七百萬弗の收入增加を收め外に一般資金より六千九百九十二萬二千弗の收入を繰入るゝの計畫を立てたるが、元老院の財務委員會は先づ經費配當法案に修正を加へて、收入不足額を二億三千四百二十四萬三千弗に減縮し、之に對する塡補財源に就ても所得稅一億九百五十萬弗、相續稅二千萬弗、軍需品製造業者稅四千萬弗、諸雜稅三千五百五十萬弗、一般資金の繰入金二千九百二十四萬三千弗としたり。元老代議兩院間に於ける計畫の相違する所は元老院は（一）高額所得に對する增加率を重くするこ

と、(二)高額相續財産に對する稅率を重くすること、(三)軍需品製造業者に課稅するに當り、總收益を標準とせずして、純收益を之に充つること、(四)九萬九千弗を超過する資本金を有する會社に對して、免許稅を重くすること、(五)千九百十四年十月の戰時收入法に於ける證券印紙稅の多くを存置することの諸點にして、第五項を除き他の諸項に就ては、元老院の意見は盡く實行せられ、隨て新收入法は左の九項を包含することゝ爲れり。

第一、所得稅
第二、相續稅
第三、軍需品製造業者稅
第四、諸雜稅
第五、染　料
第六、印刷料紙
第七、關稅委員會
第八、不正競爭
第九、諸雜件

第一はアンダーウード關稅法中に規定せられたる千九百十三年十月の所得稅法に代る可き新稅法にして、舊法に於ける用語は多く襲用せられたりと雖も、大部分の修正を受け舊法に於ける所得の平常率は一分なりしが、新法に於ては、之を二分とし、增加率も亦增率せられ、殊に高額の所得に對して、增率の著しきを見たり。今二萬弗以上の所得に課稅せらる可き新舊增加率を比較するに左の如し。

	舊法	新法	稅率
所得	二〇,〇〇〇—五〇,〇〇〇弗	二〇,〇〇〇—四〇,〇〇〇弗	一分
	五〇,〇〇〇—七五,〇〇〇	四〇,〇〇〇—六〇,〇〇〇	二
	七五,〇〇〇—一〇〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇—八〇,〇〇〇	三
	一〇〇,〇〇〇—二五〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇—一〇〇,〇〇〇	四
	二五〇,〇〇〇—五〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇—一五〇,〇〇〇	五
	五〇〇,〇〇〇以上	一五〇,〇〇〇—二〇〇,〇〇〇	六
		二〇〇,〇〇〇—二五〇,〇〇〇	七
		二五〇,〇〇〇—三〇〇,〇〇〇	八
		三〇〇,〇〇〇—五〇〇,〇〇〇	九
		五〇〇,〇〇〇—一,〇〇〇,〇〇〇	一〇
		一,〇〇〇,〇〇〇—一,五〇〇,〇〇〇	一一
		一,五〇〇,〇〇〇—二,〇〇〇,〇〇〇	一二
		二,〇〇〇,〇〇〇以上	一三

納稅義務を有する個人並に法人は兩院の議員中の同志と共に、所得稅の免稅額(三千弗)に一千弗の低額を加ふることを運動し、其理由として、重率に加ふるに、高度の免稅額を以てするときは、私人の企業に障害に及ぼし、又課稅の及ばざる公債に放下せらる可き資金を增加して、公共の企業を奬勵するに至ることを擧げ、市、州並に中央政府に於て行政當局者の更迭頻繁なるが爲めに生ずる行政弛廢、放縱の弊を指摘したり。固より是等の攻擊たる、論者一箇の利害に制せらるゝものあるや、疑を容れずと雖も、所得稅法の規定が一般の有價證券に比して、公債を有利なる放資の基礎に置くに至ることは論を俟たざるなり。殊に現行免稅額に對する反對論者中の有力者は舊所得稅法の制定に關係あるアンダーウード氏の如き又當初の所得稅法を制定し又現行法中の所得稅立案に從ひたるコーデル、ハル氏の如き人士にして、後者は免除の爲めに、所得稅法に對する不公正なる僻見を除却するを得べきことを力說し、一方に大藏省の官吏は上

記の程度まで免稅額を低下することに依て、二十萬人の納稅者を增加し、四百五十萬弗の增收を得べきことを計算したり。然れども議會は斯る所得の寡小なる輩に課稅する爲めに生ずる徵收費の增加と徵收上の煩雜とに顧みて、斯る處置を不可なりとし、結局獨身者に對する免稅額三千弗、夫婦同樓する既婚者に對する免稅額四千弗の程度を維持したり。

次に從來の納稅期限六月三十日を繰上げて、六月十五日とし、六月三十日を以て終了する會計年度內に、稅金を徵收すると共に稅金未納に對する罰金も亦年度內に之を徵收するを得ることゝしたり。所得稅が一年一回に支拂はるゝときは、金融市場より一時に巨額の資金を回收するの弊害ありと雖も、爲めに生ずる影響は會社が各自の事業年度を以て、所得稅納付の時期とすることに依て、自ら緩和せらるゝを得べし。

又舊法に於ては、所得稅は勞働、農業、園藝等の諸團體、友誼、宗敎、慈善、學術、敎育其他特殊の諸團體、相互貯蓄銀行、建築貸付組合、其他特殊の非營利團體に及ばざるの規定なりしが、從來の實驗を以てするに、上記指定せられたるものゝ外に、同稅類の團體あり、是等に對しては、如何なる取扱を爲す可きや、常に一箇の問題と爲り、內國稅管理局は法律に指定せられざるものは總て租稅を負擔す可きの解釋を持し來れるを以て、新法に於ては、更に課稅を免除す可き團體を增加したり。

舊法は總て人の收得す可き所得に課稅するを以て、根本の主義とし、例へば配當金、利子、賃貸料の如き、未だ實收せられざるも、獲得せらる可きものを所得として、課稅したるが、新法は所得の實收額か、獲得す可き金額か、其孰れにても所得を明確に代表す可きものを標準とすることゝし、又人が財產を處分して、爲めに蒙れる損失に就ては、一方に收め得たる利益を

超過せざる限度に於て、所得より控除するを得ることゝしたり。舊法に於て合衆國內に現存する財產を基礎として發行せられたる債券を合衆國に居住せざる外國人の所有する場合には、此債券より生ずる利子に對して、所得稅を免除するの規定を設けたり。是れ合衆國の債券に對する外國資本の放下を促すの一助たりしが如くなれども、新法は內外放資者の間に於ける斯る區別を廢止したり。紐育ナショナル、シチー銀行の當局者の如きは、之を以て外國資本の回收を促し、併せて其新放下を妨げ、戰爭終熄後合衆國をして金貨準備の維持を困難ならしむ可しとして、之を非難したり。果して斯の如く爲らんか、紐育が世界的金融市場たらんとする希望に對して、打擊を加ふるものとす可きなり。

所得稅法の規定中、從來最も非難の大なりしは、遡源法の規定にして、銀行、信託會社、一般會社其他の機關に收入徵收の負擔を及ぼす一方に、納稅者は是等の機關を經由して、收入の國庫に收納せらるゝ數箇月以前に所得の一部を徵收せらるゝの點を以て、非難の重なるものとし、之を除却する爲め、或は遡源法に代ふるに總額課稅法を以てし、或は徵收機關に料金を交付するの說主張せられ、改正法中の一條項たらんとするの趣を示したれども、遂に之を實現するに至らざりき。要するに稅率改正の一事を除き、改正法は舊法の實質に對して、大なる變更を加へず、其變更を加へたるものは大體に於て稅法を改良したるものと認むるを得べし。

二

財產相續稅は合衆國現行の聯邦租稅制度に新に加へられたる稅目なり。合衆國は南北戰爭並に米西戰爭當時に於て、聯邦相續稅を賦課したれども、何れも短期間に廢止せられ、千九百九年のペイン、オルドリッチ關稅法案には、始め相續稅に關する規定を存したれども、當時諸聯

邦州は州財政の必要に應ずる目的を以て、相續稅法を實施せるを以て聯邦政府が州の領域を侵し來るに對して、反對を表し、遂に此條項の削除せらるゝの結果を生じたり。爾來相續稅法は諸聯邦州に行はれ、最近に於ては、直系並に傍系相續に課稅するもの三十州、傍系相續のみに課稅するもの十二州の多きに及びたり。然れども是等諸州の相續稅より生ずる收入は必ずしも大ならず、千九百十四年に於ける英國相續稅の收入一億三千二百萬弗に對して、合衆國諸州に於ける相續稅の收入は千九百十三年に於て二千六百四十七萬九百六十四弗、千九百十五年に於て、二千八百二十一萬七千七百三十六弗を數ふるに止まり、聯邦相續稅の收入亦千九百十七年に於て、二千萬弗に居り、數年を經て、六千五百萬弗に增加するの豫算なり。今、聯邦相續稅法の要點を見るに、(一)合衆國に居住すると否とを問はず、總ての相續者の相續する純財產に課稅し、(二)直系相續と傍系相續とを區別せず、(三)五萬弗以上の相續財產に課稅し、(四)純財產を以上、相續財產の總額中より、負債、相續に關する諸費用、損失額を控除し、更に合衆國居住者に對して五萬弗を控除し、合衆國以外の居住者に對しては合衆國內に存在する財產に對してのみ、免除控除を許したるものとし、稅率は左表に據らしめたり。

相續財產額	稅率
〇〇〇——五〇、〇〇〇弗	一分
一〇、〇〇〇——一五〇、〇〇〇	二
一五〇、〇〇〇——二五〇、〇〇〇	三
二五〇、〇〇〇——四五〇、〇〇〇	四
四五〇、〇〇〇—一、〇〇〇、〇〇〇	五
一、〇〇〇、〇〇〇—二、〇〇〇、〇〇〇	六
二、〇〇〇、〇〇〇—三、〇〇〇、〇〇〇	七
三、〇〇〇、〇〇〇—四、〇〇〇、〇〇〇	八
四、〇〇〇、〇〇〇—五、〇〇〇、〇〇〇	九
五、〇〇〇、〇〇〇以上	一〇

軍需品製造業者稅亦合衆國聯邦制度に於ける新稅目なれども、所得稅又は財產相續稅と異なり、歐州戰爭後一年を期して廢止せらる可く、其趣意は瑞典、丁珠の如き中立國、英、佛、獨、伊の如き交戰國の爲す所を學びたるに過ぎず。代議院に於ては總收益に對する稅率を二分乃至五分とし、且つ如何なる場合に於ても、利益を一割以下に低減せしめざるの說を主張したるに對し、元老院は純益を課稅標準とし、既製品と原料品との製造業者の間に區別を設け、前者に一割、後者に五分の課稅を爲すことを主張したるが、實際の立法に於ては總て斯る區別を認めず、純益に對して、一割二分五厘を賦課することゝし、純益の最低限度を一割とするの制限をも加へざりき。

諸雜稅と稱するは、千九百十四年十月の戰時收入法に於ける飲料物、煙草、娛樂、仲買人、會社等に對する諸稅を總稱す。即ち麥酒、エール其他同種の飲料物に對して、一バーレルに付一弗五十仙を課稅するは、舊來の如くなるが、葡萄酒に對する稅率は含有酒精の度に據り、從來の最高稅額一ガロンに付き八仙なりしものを二十五仙とし煙草製造業者に對する課稅に就ても、當業者の類別を改正し、仲買人並に娛樂に關する課稅は人口五千人以下の都會に於ける劇場の稅率を半減したるの外、從來の儘とし、會社に對しては、資本金二千弗に就き五十仙の割合を以て課稅し、保險會社の法定積立金並に九萬九千弗以下の會社資本金に課程を免除し、軍需品製造業者には軍需品製造業者稅か、會社稅が國庫に多額の收入を齎すものを課することゝしたり。但し以上の課稅と共に、千九百十四年の法律に於ける債券、手形、株式、運送狀、鐵道特別乘車券、寢臺券等に對する諸稅は廢止せられたり。

染料に關する規定はアンダーウード關稅法中の規定を改正し、染料の內地製造業を奬勵する

の趣意に出でたるものにして、代議院委員會は特に共和黨の保護貿易主義に屈服するものに非ざる意を明にする爲め、「此戰爭に伴ひ、染料の供給に生じたる變動は英吉利、日本と同じく、合衆國をして正常の狀態の下に於ては、正當とす可からざる處置を必要とするに至らしめたり」と云へり。蓋し歐洲戰爭前合衆國にはコールタール染料の六工場ありて、四百人の職工を使傭し產出額三千三百噸に及べりと雖も、歐洲の供給を受くる高は二萬五千七百噸にして、內二萬二千噸は獨逸の供給に係れり。即ち合衆國に於て產出せらるゝ絹、木綿、毛各種織物、塗料壁紙等は價格二十億弗に上れりと雖も、其需要する染料の大半は外國の供給に賴るものなり。唯染料に關する關稅は五年以後に至り、五箇年を期して、遞次低減せらる一方に、施行後五年に內國產額が內國需要額の六割に達せざるときは、廢止せらるゝの規定なるを以て、今後此幼稚なる事業が法律に豫定せらるゝ時期に於て、果して保護を要せざるまでに發達するや否や、注目を要する所なり。

印刷料紙に就ては、從來一封度二仙半以下のものに限り、無稅品としたるが、今回此限度を五仙に引上げたり。是近時に於ける紙價の騰貴がアンダーウード關稅法の所期に反し、多額の輸入を必要とするに至れるを以てなり。次に不正競爭に關する條項は合衆國の產業を破壞するの目的を以て、外國の行はんとするダンピングに當らんとするものにして、輸入業者其他が單獨に使用する約定の下に輸入したる貨物には倍額の課稅を爲し加ふるに大統領は合衆國の產物、船舶商業家に不利の取扱を爲す國に報復を行ふの權能を與へられたり。關稅委員會の件幷に第九項の雜件は他の諸項に於けるが如く、重大の關係なきを以て、之を省略したり。（以上アメリカン、エコノミック、レヴヰユー、一九一六年十二月號所載ロイ、ジー、ブラッケー氏新收入法抄譯）

英國の食料及び原料（其二）

氣賀勘重

四

上掲以外の二種の食料品即ち生果實及び野菜に對して英國は一九一三年度に總計千七百五十萬磅を支拂ひしが、併し英本國內に於て生產され得る此種食料品の量額は更に之以上に大なるものあり。惟ふに小耕地の穫得を一層便らしむるの方法を設け、供給の蒐集並に鐵道陸路及び水路に依る其運輸の方法を一層改善し、生產者の間に於ける組合の發達を謀り、且つ更に多數人民をして果實及び野菜の供給中心と接觸するを得せしむるが如き市場制度を完成するに於ては、其供給は必ずや數年を出でずして現今以上遙に滿足す可き結果を示すに至る可し。今現在に於ける生果實供給の原產國を表示すれば左の如し。

生果實の輸入（單位千磅）

英國屬領		同盟諸邦		中立諸國		敵國	
加奈太	七六六、	佛蘭西	九九三、	西班牙	三二一八、	獨逸	二三六、
濠洲	三三〇、	モロッコ	二一八、	カナリー群島	七八三、	獨領大平洋諸島	一五、
英領西印度ナヤーネル海峽諸島	一九〇、	伊太利	六五四、	米國	一三五二、	亞細亞土耳其	五四六、
喜望峰	一四六、	白耳義	三一九、	コスタ、リサ、	六八一、		
錫蘭	九九、	葡萄牙	一六八、	コロンビヤ	六〇四、		
英領印度	七八、	アゾールス	五〇、	和蘭	二四二、		
	六、			伯剌西	九四、		